② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する次の機関（法第２条第８項第２号） ・ 公正取引委員会 ・ 国家公安委員会 ・ 個人情報保護委員会 ・ カジノ管理委員会 ・ サイバー通信情報監理委員会 ・ 金融庁 ・ 消費者庁 ・ こども家庭庁 ③～⑥ ［略］ (2)～(6) ［略］ ４－１－２ ［略］ ４－２ ［略］ ５～11 ［略］	② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する次の機関（法第２条第８項第２号） ・ 公正取引委員会 ・ 国家公安委員会 ・ 個人情報保護委員会 ・ カジノ管理委員会 ［新設］ ・ 金融庁 ・ 消費者庁 ・ こども家庭庁 ③～⑥ ［同左］ (2)～(6) ［同左］ ４－１－２ ［同左］ ４－２ ［同左］ ５～11 ［同左］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○金融庁告示第十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～百十六　略］ 百十七　ジェフリーズ日本株式会社 百十八・百十九　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～百十六　同上］ ［号を加える。］ 百十七・百十八　［同上］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	